

新旧対照表

○神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例

新	旧
<p><u>神奈川県資源の循環的な利用等の推進、廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例</u></p> <p>(目的) 第1条 この条例は、神奈川県環境基本条例（平成8年神奈川県条例第12号）の本旨を達成するため、<u>資源の循環的な利用等の推進及び廃棄物の不適正処理の防止に関する施策の実施その他必要な事項を定めることにより、廃棄物に係る環境への負荷の低減を図り、もって良好な生活環境を保全することを目的とする。</u></p> <p>(定義) 第2条 この条例において使用する用語は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p><u>(1) 資源の循環的な利用等 次に掲げる事項をいう。</u></p> <p><u>ア 発生抑制（原材料が効率的に利用されること、製品がなるべく長期間使用されること等により、これらの物が廃棄物等（循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）第2条第2項に規定する廃棄物等をいう。以下この号において同じ。）となることができるだけ抑制されることをいう。）</u></p> <p><u>イ 再使用（廃棄物等のうち有用な物を製品としてそのまま使用すること（修理を行ってこれを使用することを含む。）及びこれの全部又は一部を部品その他製品の一部として使用することをいう。）</u></p> <p><u>ウ 再生利用（廃棄物等のうち有用な物の全部又は一部を原材料として利用することをいう。）</u></p> <p><u>エ 熱回収（廃棄物等のうち有用な物の全部又は一部であって、燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものを熱を得ることに利用することをいう。）</u></p>	<p><u>神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例</u></p> <p>(目的) 第1条 この条例は、神奈川県環境基本条例（平成8年神奈川県条例第12号）の本旨を達成するため、<u>廃棄物の不適正処理の防止に関する施策の実施その他必要な事項を定めることにより、廃棄物に係る環境への負荷の低減を図り、もって良好な生活環境を保全することを目的とする。</u></p> <p>(定義) 第2条 この条例において使用する用語は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p><u>(1) 適正処理 廃棄物の収集、運搬若しくは処分を行い、若しくは委託し、廃棄物を保管し、又は施設を維持管理するに当たって従うべき基準であって、法で定めるものを遵守することをいう。</u></p>

新	旧
<p>(2) <u>廃棄物の適正処理</u> <u>廃棄物の収集、運搬若しくは処分を行い、若しくは委託し、廃棄物を保管し、又は施設を維持管理するに当たって従うべき基準であって、法で定めるものを遵守することをいう。</u></p>	<p>(2) <u>発生抑制等</u> <u>発生抑制（原材料が効率的に利用されること、製品がなるべく長期間使用されること等により、これらの物が廃棄物となることができるだけ抑制されることをいう。）</u>、<u>再使用（廃棄物のうち有用な物を製品としてそのまま使用すること（修理を行ってこれを使用することを含む。）及びこれの全部又は一部を部品その他製品の一部として使用することをいう。）</u>及び<u>再生利用</u>をいう。</p>
<p>(3) <u>廃棄物の不適正処理</u> <u>廃棄物の適正処理がなされていないこと及び法第16条の規定に違反していることをいう。</u></p>	<p>(3) <u>不適正処理</u> <u>適正処理がなされていないこと及び法第16条の規定に違反していることをいう。</u></p>
<p>(4) (略) (県の責務)</p>	<p>(4) (略) (県の責務)</p>
<p>第3条 県は、事業者、廃棄物処理業者、県民及び市町村と連携して、<u>資源の循環的な利用等、廃棄物の適正処理及び美化活動の推進並びに廃棄物の不適正処理の防止に関する総合的な施策を実施するよう努めなければならない。</u></p>	<p>第3条 県は、事業者、廃棄物処理業者、県民及び市町村と連携して、<u>適正処理及び発生抑制等の推進並びに不適正処理の防止に関する総合的な施策を実施するよう努めなければならない。</u></p>
<p>2 県は、<u>資源の循環的な利用等、廃棄物の適正処理及び美化活動の推進並びに廃棄物の不適正処理の防止</u>を図るため、市町村と連携して、事業者、廃棄物処理業者、県民及びこれらの者の組織する民間の団体に対し、情報の提供、助言、普及啓発その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。</p>	<p>2 県は、<u>適正処理及び発生抑制等の推進並びに不適正処理の防止</u>を図るため、市町村と連携して、事業者、廃棄物処理業者、県民及びこれらの者の組織する民間の団体に対し、情報の提供、助言、普及啓発その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。</p>
<p>3 県は、<u>市町村と連携して、資源の循環的な利用等及び廃棄物の適正処理についての教育及び学習の振興に関する施策を実施するよう努めなければならない。</u></p>	<p>(新規)</p>
<p>(プラスチックに係る資源の循環的な利用等)</p>	<p>(新規)</p>
<p>第3条の2 県は、<u>プラスチックに係る資源の循環的な利用等の推進に関する総合的な施策の実施に当たって、プラスチックの使用量の削減、プラスチックに代替する素材の活用その他のプラスチックが使用されている製品の設計又はその部品若しくは原材料の種類についての工夫がなされた製品の製造及び使用が促進されるよう努めなければならない。</u></p>	<p>(新規)</p>
<p>(事業者の責務)</p>	<p>(事業者の責務)</p>
<p>第4条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、<u>資源の循環的な利用等に努めなければならない。</u></p>	<p>第4条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、<u>発生抑制等に努めなければならない。</u></p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>
<p>4 事業者は、県が実施し、並びに県及び市町村が連携して実施する<u>資源の循環的な利用等、廃棄物の適正処理及び美化活動の推進並びに廃棄物の不適正処理の防止に関する施策</u>に協力するよう努めなければならない。</p>	<p>4 事業者は、県が実施し、並びに県及び市町村が連携して実施する<u>適正処理及び発生抑制等の推進並びに不適正処理の防止に関する施策</u>に協力するよう努めなければならない。</p>

新	旧
<p>(廃棄物処理業者の責務)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 廃棄物処理業者は、県が実施し、並びに県及び市町村が連携して実施する<u>資源の循環的な利用等及び廃棄物の適正処理の推進並びに廃棄物の不適正処理の防止に関する施策</u>に協力するよう努めなければならない。</p> <p>(県民の責務)</p> <p>第6条 県民は、<u>資源の循環的な利用等</u>に努めなければならない。</p> <p>2 県民は、県が実施し、並びに県及び市町村が連携して実施する<u>資源の循環的な利用等及び美化活動の推進並びに廃棄物の不適正処理の防止に関する施策</u>に協力するよう努めなければならない。</p> <p>(海岸等における美しい環境の保全)</p> <p>第7条 何人も、海岸、河川、道路等において、みだりに<u>ペットボトル、食品の容器包装、プラスチック製の買物袋、空き缶、空き瓶、紙くず、たばこの吸い殻等</u>を捨てることにより、県土の美しい環境を損なってはならない。</p> <p>2 何人も、その活動に伴って生じた廃棄物を適切に排出することにより、<u>海岸、河川、道路等における廃棄物の散乱の防止</u>に努めなければならない。</p> <p>(土地所有者等の責務)</p> <p>第8条 土地の所有者、管理者又は占有者（以下この条及び次条において「土地所有者等」という。）は、当該土地（以下この条及び次条において「所有地等」という。）において<u>廃棄物の不適正処理</u>が行われることがないように適正な管理に努めなければならない。</p> <p>2 土地所有者等は、所有地等において<u>廃棄物の不適正処理</u>が行われた場合には、適切な対応に努めなければならない。</p> <p>3 土地所有者等は、<u>廃棄物の不適正処理</u>の防止に関する施策として県が講じ、並びに県及び市町村が連携して講ずる措置に協力するよう努めなければならない。</p> <p>(所有地等を賃借人等に使用させる場合の土地所有者等の責務)</p> <p>第9条 土地所有者等は、所有地等を他の者に使用させ、又は管理させる場合であって、当該所有地等に産業廃棄物が搬入されることが予想されるときは、当該他の者（以下この条において「賃借人等」という。）による<u>廃棄物の不適正処理</u>（産業廃棄物に係るものに限る。以下この条、第12条第3項及び第13条第1項において同じ。）の防止に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>(廃棄物処理業者の責務)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 廃棄物処理業者は、県が実施し、並びに県及び市町村が連携して実施する<u>適正処理及び発生抑制等の推進並びに不適正処理の防止に関する施策</u>に協力するよう努めなければならない。</p> <p>(県民の責務)</p> <p>第6条 県民は、<u>発生抑制等</u>に努めなければならない。</p> <p>2 県民は、県が実施し、並びに県及び市町村が連携して実施する<u>発生抑制等の推進及び不適正処理の防止</u>に関する施策に協力するよう努めなければならない。</p> <p>(海岸等における美しい環境の保全)</p> <p>第7条 何人も、海岸、河川、道路等において、みだりに空き缶、空き瓶、紙くず、たばこの吸い殻等を捨てることにより、県土の美しい環境を損なってはならない。</p> <p>(新規)</p> <p>(土地所有者等の責務)</p> <p>第8条 土地の所有者、管理者又は占有者（以下この条及び次条において「土地所有者等」という。）は、当該土地（以下この条及び次条において「所有地等」という。）において<u>不適正処理</u>が行われることがないように適正な管理に努めなければならない。</p> <p>2 土地所有者等は、所有地等において<u>不適正処理</u>が行われた場合には、適切な対応に努めなければならない。</p> <p>3 土地所有者等は、<u>不適正処理</u>の防止に関する施策として県が講じ、並びに県及び市町村が連携して講ずる措置に協力するよう努めなければならない。</p> <p>(所有地等を賃借人等に使用させる場合の土地所有者等の責務)</p> <p>第9条 土地所有者等は、所有地等を他の者に使用させ、又は管理させる場合であって、当該所有地等に産業廃棄物が搬入されることが予想されるときは、当該他の者（以下この条において「賃借人等」という。）による<u>不適正処理</u>（産業廃棄物に係るものに限る。以下この条、第12条第3項及び第13条第1項において同じ。）の防止に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>

新	旧
<p>2 土地所有者等は、前項の場合であって、所有地等に産業廃棄物が搬入されることが予想され、かつ、当該所有地等の賃借人等による<u>廃棄物の不適正処理</u>が行われたときは、当該<u>廃棄物の不適正処理</u>をやめるよう請求し、当該<u>廃棄物の不適正処理</u>に係る産業廃棄物の飛散又は流出の防止に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>3 土地所有者等は、前項に規定するときにおいては、速やかに、その所有地等において<u>廃棄物の不適正処理</u>が行われている旨を知事に通報しなければならない。</p> <p>(プラスチック資源循環推進等計画の策定)</p>	<p>2 土地所有者等は、前項の場合であって、所有地等に産業廃棄物が搬入されることが予想され、かつ、当該所有地等の賃借人等による<u>不適正処理</u>が行われたときは、当該<u>不適正処理</u>をやめるよう請求し、当該<u>不適正処理</u>に係る産業廃棄物の飛散又は流出の防止に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>3 土地所有者等は、前項に規定するときにおいては、速やかに、その所有地等において<u>不適正処理</u>が行われている旨を知事に通報しなければならない。</p>
<p>第9条の2 <u>知事は、プラスチックに係る資源の循環的な利用等の推進、プラスチックに係る廃棄物の不適正処理の防止等（以下この条において「プラスチックに係る資源の循環的な利用等の推進等」という。）に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、プラスチックに係る資源の循環的な利用等の推進等に関する計画（以下この条において「プラスチック資源循環推進等計画」という。）を定めなければならない。</u></p>	<p>(新規)</p>
<p>2 前項のプラスチック資源循環推進等計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>(1) <u>プラスチックに係る資源の循環的な利用等の推進等に関する基本的な方針</u></p> <p>(2) <u>プラスチックに係る資源の循環的な利用等の推進等のために重点的に講ずべき方策に関する事項</u></p> <p>(3) <u>プラスチックに係る資源の循環的な利用等の推進等に関する連携及び情報交換の促進のための方策に関する事項</u></p> <p>(4) <u>プラスチックに係る資源の循環的な利用等の推進等についての教育及び学習の振興のための方策に関する事項</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、プラスチックに係る資源の循環的な利用等の推進等を図るために必要な事項</u></p>	
<p>3 <u>知事は、プラスチック資源循環推進等計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</u></p> <p>(産業廃棄物の保管場所の届出)</p>	<p>(産業廃棄物の保管場所の届出)</p>
<p>第10条 (略)</p> <p>2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、適用しない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>第10条 (略)</p> <p>2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、適用しない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

新	旧
<p>(5) <u>法第12条の7第1項の認定を受けた者である事業者が行う当該認定に係る産業廃棄物の保管である場合</u></p> <p><u>(6)～(8)</u> (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>(公表)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 知事は、<u>廃棄物の不適正処理</u>が行われ、かつ、当該<u>廃棄物の不適正処理</u>により生活環境の保全上の見地から必要があると認めるときは、当該<u>廃棄物の不適正処理</u>を行った者の氏名、当該<u>廃棄物の不適正処理</u>の内容その他の規則で定める事項を公表することができる。</p> <p>(調査等の求め)</p> <p>第13条 何人も、県の区域内において<u>廃棄物の不適正処理</u>が行われ、又は行われるおそれがあると思料するときは、知事に対し、その旨を申し出て、当該<u>廃棄物の不適正処理</u>に関する調査その他適切な措置をとるべきことを求めることができる。</p> <p>2 知事は、前項の規定による申出があったときは、速やかに必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該<u>廃棄物の不適正処理</u>に関する適切な措置をとらなければならない。</p> <p>(適用除外)</p> <p>第14条 <u>第9条、第10条から前条まで及び次条から第17条までの規定は、横浜市、川崎市及び相模原市の区域においては、適用しない。</u></p> <p>第15条～第17条 (略)</p>	<p>(新規)</p> <p><u>(5)～(7)</u> (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>(公表)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 知事は、<u>不適正処理</u>が行われ、かつ、当該<u>不適正処理</u>により生活環境の保全上の見地から必要があると認めるときは、当該<u>不適正処理</u>を行った者の氏名、当該<u>不適正処理</u>の内容その他の規則で定める事項を公表することができる。</p> <p>(調査等の求め)</p> <p>第13条 何人も、県の区域内において<u>不適正処理</u>が行われ、又は行われるおそれがあると思料するときは、知事に対し、その旨を申し出て、当該<u>不適正処理</u>に関する調査その他適切な措置をとるべきことを求めることができる。</p> <p>2 知事は、前項の規定による申出があったときは、速やかに必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該<u>不適正処理</u>に関する適切な措置をとらなければならない。</p> <p>(適用除外)</p> <p>第14条 <u>第9条から前条まで及び次条から第17条までの規定は、横浜市、川崎市及び相模原市の区域においては、適用しない。</u></p> <p>第15条～第17条 (略)</p>